

被災された皆様へ

いすみ市長 太田 洋

台風15号等による災害復旧支援について

このたび台風15号等による災害で被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。
千葉県に上陸した令和元年台風15号等により、広範囲にわたる停電をはじめ、多くの住家被害や、農林水産業被害などが発生し、市民生活や産業活動に影響を及ぼしました。
市として復旧にあたっては、災害救助法適用による国・県の支援を基に「住宅」及び「農林漁業者や中小企業者の事業再開」にあたることのほか、今回の被害状況から生産活動に必要な施設の復旧に対し、市独自の助成制度をつくり支援いたします。

1. 住宅等への支援

(1) 住宅(主たる住居家屋)への支援

半壊又は大規模半壊

① 被災者生活再建支援制度(国1/2、都道府県基金1/2)

【半壊 → 解体 → 新築】

生活基盤に著しい被害を受けた場合、生活の再建支援として、1世帯 300万円を限度に支給します。

② 災害救助法による応急修理

【大規模半壊】【半壊】

住宅が「大規模半壊」、「半壊」し、自らの資力では応急修理することができない世帯で、被災した住宅について、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理の支援として、1世帯 59万5千円を限度に支給します。必要最小限の修理を行うことで、被災者が引き続き、元の住宅に住むことができるようにする制度です。

■ 応急修理費



補助額 59万5千円以内

③ ひとり親世帯等被災者生活再建支援制度(市独自支援)

【半壊】

被災者生活再建支援制度に該当しない半壊の世帯で、ひとり親世帯、重度心身障害者世帯など一定の要件に該当する場合、支援金として1世帯 30万円を支給します。

一部損壊（損害割合 10%以上20%未満）

（災害救助法）

災害救助法による支援制度で、一部損壊10%以上20%未満についての応急修理の支援として、1世帯 30万円を限度に支給します。

■修理費 150万円未満



補助額 30万円以内

※ 修理費が150万円以上の場合、150万円を超えた額の工事費の20%を20万円の限度額として最大50万円を支援します。

プラス20万円の上乗せ分

**一部損壊（損害割合 10%未満）**

（防災・安全交付金）

一部損壊10%未満について、工事費10万円以上の屋根工事費の20%を支援します。

■10万円以上の工事費の20%



補助額 30万円以内

※ 修理費が150万円以上の場合、150万円を超えた額の工事費の20%を20万円の限度額として最大50万円を支援します。

20万円の上乗せ分

**(2)被災住宅修繕緊急支援事業（県独自支援）**

国の被災者生活再建支援制度、災害救助法、防災・安全交付金の対象とならない、住家の壁、床、窓ガラスなど屋根工事以外で10万円以上の工事費の20%を支援します。

■10万円以上の工事費の20%

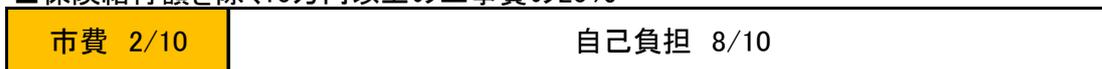


補助額 50万円以内

(3)いすみ市被災建築物修繕支援事業（市独自支援）

車庫、倉庫、作業場、物置などの建物で一定の要件に該当する場合、工事費10万円以上の修繕工事の20%を支援します。

■保険給付額を除く10万円以上の工事費の20%



補助額 30万円以内

2. 農業施設への支援

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)

被災した農業用ハウス等(畜舎を含む)の復旧及び撤去に要する経費の支援

※再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提となります。

■事業費 20万円以上

国費 3/10	県費 4/10	市費 2/10	自己負担 1/10
------------	------------	------------	--------------

■事業費 20万円未満

国費 3/10	市費 2/10	自己負担 5/10
------------	------------	--------------

(2) いすみ市園芸施設災害復旧事業(市独自支援 上記の支援に該当しない被災者の営農支援)

(ガラス室、プラスチックハウス、合成樹脂板ハウス、雨よけハウス、多目的ネットハウス(畜舎を含む))

■事業費 10万円以上

市費 2/10	自己負担 8/10
------------	--------------

補助額 30万円以内

(3) いすみ市農地・農業用施設災害復旧事業(市独自支援)

自然災害等による農地・農業用施設の損壊により、営農活動に支障が生じている者の負担の軽減等を図るため、復旧のための応急的な工事に要する費用の一部について支援する

■事業費 10万円以上

市費 2/10	自己負担 8/10
------------	--------------

補助額 20万円以内

3. 中小企業災害復旧支援

(1) いすみ市中小企業等災害復旧支援事業(市独自支援)

災害により被害を受けた建物、構築物等の修繕、又は更新に要する費用の一部について支援

■保険給付額を除く事業費 10万円以上の20%

市費 2/10	自己負担 8/10
------------	--------------

※県独自支援事業については現在調整中

4. 水産関係災害復旧支援

(1) 被災水産業共同施設等の復旧・復興への支援(対象:漁業協同組合事業)

被災した共同利用施設等の復旧・復興費用について支援(加工施設、荷捌き施設、共同作業場等)

■事業費 40万円以上

国費 3/10	県費 2/10	市費 2/10	自己負担 3/10
------------	------------	------------	--------------

(2) 被災水産業共同施設等の復旧・復興への支援(対象:漁業協同組合事業)

国補助対象とならない漁協施設(直営食堂、直売所等)・漁具設備

■事業費 10万円以上

県費 5/10	市費 2/10	自己負担 3/10
------------	------------	--------------

(3) 被災漁船復旧への支援(対象:漁船)

漁船保険で補償しきれない、代船の購入費用や修理費用の一部について支援

■保険価額

県費 1/4	市費 1/4	自己負担 2/4
-----------	-----------	-------------

{修理費から保険価額を除いた額の1/2以内} {修理費から保険価額を除いた額の1/2以内}

(4) いすみ市漁業者等災害復旧支援事業(市独自支援 対象:作業場等)

災害により被害を受けた漁業生産設備の修繕、又は更新に要する費用の一部について支援

■保険給付額を除く事業費 10万円以上の20%

市費 2/10	自己負担 8/10
------------	--------------

補助額 30万円以内

5. 税金・保険料等について

被災の状況により、固定資産税、国民健康保険税のほか、介護保険料、後期高齢者医療保険料が減免され、税金や保険料の徴収が猶予される場合があります。

◆被災者支援制度の総合窓口を設置します。

◎相談・受付開始日 令和元年11月18日(月)(8:30~19:00)

※ 臨時相談・受付 令和元年11月23日(土)、24日(日)

◎場 所 いすみ市役所 大原庁舎 3階 大会議室

問合せ先

1. 住宅等への支援	いすみ市役所	建設課	0470-62-1204
被災者生活再建支援	〃	福祉課	0470-62-1117
2. 農業施設への支援	〃	農林課	0470-62-1515
3. 中小企業災害復旧支援	〃	水産商工課	0470-62-1119
4. 水産関係災害復旧支援	〃	〃	〃
5. 税金・保険料等について	〃	税務課	0470-62-1116